

中野市犯罪被害者等 支援基本計画（案）

令和 7 年 3 月

中野市

目次

1 計画策定にあたって

- (1) 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (3) 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

2 犯罪被害者等支援について

- (1) 支援施策の分類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (2) 支援の目的と体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

3 基本理念との取組の方向性

- (1) 尊厳を重んじた支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (2) 個々の状況に応じた継続支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (3) 二次被害及び再被害の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (4) 関係機関等との連携協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

4 推進施策と取組内容

- (1) 既存の施策で犯罪被害者等支援にも活用できる主な施策・・・・・・・・・・ 4
- (2) 犯罪被害者等支援の支援金・助成金の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

5 進行管理

- (1) 情報共有と取組への反映・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (2) 計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

資料

- 中野市犯罪被害者等支援条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 中野市犯罪被害者等支援金支給要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 中野市犯罪被害者等日常生活支援助成金交付要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

1 計画策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

犯罪等の被害を受けた方やその家族（以下「犯罪被害者等」という。）は、生命を奪われる、最愛の家族を失う、心身に傷害を負うなどの被害に加え、周囲の無理解やうわさ話、偏見や誹謗中傷などにより、心身の不調や経済的困窮等の二次被害にも苦しめられることがあります。

誰もが安心して生活できる中野市の実現のためには、犯罪等の予防はもちろん、犯罪被害者等に対する適切な支援と人権を尊重した対応が必要です。

国は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的に、平成 16 年に「犯罪被害者等基本法」を制定しました。同法第 5 条において、犯罪被害者等の支援等に関し、地方自治体は、その地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有すると規定しており、長野県では、令和 4 年 4 月から「長野県犯罪被害者等支援条例」を施行して、「長野県犯罪被害者等支援推進計画」を策定しています。

本市では、令和 5 年 6 月 23 日に「中野市犯罪被害者等支援条例」（以下「条例」という。）を制定・施行しており、犯罪被害者等への支援についての理念や支援内容及び支援体制などについて定めました。

「中野市犯罪被害者等支援基本計画」（以下「計画」という。）は、犯罪被害者等の心に寄り添い、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、市民が安心して暮らせる地域社会の実現を目指すため、条例で規定する犯罪等の被害を受けた場合の支援を体系的に示す計画です。

(2) 計画の位置づけ

この計画は、条例第 7 条に基づき、中野市における犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るための指針となります。

(3) 計画の期間

この計画期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間とします。

2 犯罪被害者等支援について

(1) 支援施策の分類

犯罪被害者等支援施策は、市民が安心して暮らせる地域社会の実現を目指すものです。犯罪被害者等支援施策は、防ぐことができなかった犯罪等の事後措置を目的とするもので、次の3つに分類することができます。

① 庁内連携に基づく支援

市役所で取り扱う業務では、対象者の範囲が広いものがあります。これらのうち、犯罪被害者等へ適用が可能な施策が該当します。

「条例に基づく支援」との違いは、当該事業が犯罪被害者等支援として機能するのは、市条例とは別の当該事業の根拠法令上適用が可能な場合に限られるという点です。

② 条例に基づく支援

条例で定める、犯罪被害者等支援のための施策です。

③ 関係機関等との連携協力に基づく支援

市は、長野県弁護士会と「中野市犯罪被害者等日常生活支援における報道対応支援に関する協定」を締結しました。このほか、他の機関とも協力することにより、各々の長所を活かした支援が期待できます。

(2) 支援の目的と体制

犯罪被害者等支援の目的は、犯罪被害者等が再び平穏な日常生活を営むことができるようになり、市民が安心して暮らせる地域社会を実現することにあります。

犯罪被害者等の置かれた状況は、被害の程度や年月の経過により一律ではありません。支援には、個々の状況を把握した上で、専門知識を活かした対応を切れ目なく行うことが大切です。

これには、複数の部署や関係機関との連携を円滑に行うことが大事であり、犯罪被害者等の相談を受ける総合支援窓口を中心に、庁内関係各課、長野県、長野県警、認定 NPO 法人長野犯罪被害者支援センターや中野市社会福祉協議会、その他関係機関との連絡調整を行っていきます。

また、後述する「4 推進施策と取組内容」の(1)について、庁内関係各課へ照会し、支援施策の修正を定期的に行うことで、施策の総合的かつ計画的な推進及び情報の共有を図ります。

3 基本理念と取組の方向性

条例第3条に掲げる基本理念に基づき、犯罪等の被害を受けてから再び平穏な日常生活を営むまでの間、継続して支援できるよう、次の4項目の基本理念と取組の方向性を掲げます。

(1) 尊厳を重んじた支援

全ての人は尊厳が重んぜられるべきですが、犯罪被害者等になった時点で尊厳が損なわれており、それを取り戻すための支援を行うことが重要です。

(2) 個々の状況に応じた継続支援

犯罪被害者等は、被害の状況や程度についてもひとりとして同じ状態はありません。

このため、平穏な日常生活に戻るための支援は一律に行うのではなく、個々の立場や回復具合を判断し、被害が回復するまで継続して適切に支援することが求められます。

支援を行うにあたり、犯罪被害者等に事件等の詳細をお聞きしなければなりません。しかし、心労が重なっている中で、支援する機関などに何度も足を運び、事件等のことを思い出し話すこと自体が苦痛であり、精神的な疲弊・心労等が想定されます。

支援等の申請について、来庁回数をなるべく少なくし、各課で何度も事件の詳細を話す必要がないよう、また所要時間を短くするようにして、犯罪被害者等の負担軽減に配慮します。

(3) 二次被害及び再被害の防止

うわさ話や誹謗中傷に代表される「二次被害」や同じ相手を加害者とする「再被害」はあってはならず、防ぐべきものです。

二次被害及び再被害の防止について、特段の配慮の上、支援に臨まなければなりません。

(4) 関係機関等との連携協力

犯罪被害者等への支援は市単独で行うものではなく、警察や犯罪被害者等早期援助団体等と連携することで、迅速かつ効率的な支援につなげていくことができます。

このため、各関係機関と信頼関係を構築し、連携等について体制を整えておく必要があります。

4 推進施策と取組内容

(1) 既存の施策で犯罪被害者等支援にも活用できる主な施策

ア 支援体制の整備（条例第8条）

取組	施策内容	担当課等
総合支援窓口の設置	人権相談	人権・男女共同参画課

イ 相談、情報の提供等（条例第11条）

取組	施策内容	担当課等
戸籍、医療、年金、健康保険など各種行政窓口手続きにおける相談支援	住民基本台帳事務におけるDV等支援措置	市民課
	国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療保険に係る一部負担金・保険料(税)の相談支援	市民課
	国民健康保険、後期高齢者医療保険の第三者行為損害賠償求償に係る相談支援	市民課
	要介護認定	高齢者支援課
犯罪被害者等の属性（子ども、ひとり親、高齢者、障がい者、困窮者など）に応じた相談・支援	18歳到達の年度末までの子ども、ひとり親、障がい者、妊産婦への医療費助成	福祉課
	被害者等で障がいのある方の福祉サービス等の利用希望に対し相談支援	福祉課
	犯罪等により障がい者となった場合等の手当受給に関する相談	福祉課
	被害者等が精神科に継続して通院する場合の自立支援医療（精神通院）について案内	福祉課
	子育て短期支援事業	子育て課
	児童相談所と連携した子どもの養育相談	子ども相談室
	母子・父子自立支援員によるひとり親家庭の自立に向けた相談支援	福祉課
	介護保険料に関する相談	高齢者支援課
	スクールカウンセラーによる	学校教育課

	る児童生徒への相談支援	
保健師、社会福祉士等による心理面の支援	身体的・精神的な健康の不安や不調に関する保健師による相談支援	健康づくり課
	障がいのある方の精神的不調等の悩みに関する保健師等による相談支援	福祉課
	状況に応じた地域包括支援センターとの連携による支援	高齢者支援課

ウ 日常生活の支援（条例第12条）

取組	施策内容	担当課等
身の回りの日常生活支援（家事・育児・介護・配食など）	要介護（支援）認定者に対するケアプランに基づいた必要なサービス提供	高齢者支援課
	障がい者に対するサービス等利用計画に基づいた必要なサービス提供	福祉課
	地域お助け隊（有償在宅福祉サービス事業）	社会福祉協議会
就職相談・職業紹介等による就労支援	中野市内での就職を希望する求職者を対象とした就職相談・職業相談	商工観光課
	職場（商工業者）に対する啓発	商工観光課
	各種事業者向けの補助金・給付金・融資制度の紹介など	商工観光課
	相談者の状況に応じた支援プラン、ハローワークへ同行支援	福祉課
	企業と連携を図った職場体験の場の提供と体験受け入れ先企業開拓	福祉課
	アウトリーチ支援員を配置したより丁寧な支援	福祉課
報道等への対応支援	弁護士会との調整・依頼	人権・男女共同参画課

エ 居住の安定（条例第 13 条）

取組	施策内容	担当課等
市営住宅による住居支援	市営住宅への入居	都市建設課
高齢者施設による住居支援	生活管理指導短期宿泊事業	高齢者支援課

オ 経済的負担の軽減（条例第 14 条）

取組	施策内容	担当課等
見舞金等の支給による経済面での支援	県民交通災害共済による見舞金の支給	生活環境課

カ 市民等の理解の促進（条例第 15 条）

取組	施策内容	担当課等
学校・地域・職場に向けた SNS モラル等についての教育及び啓発	学校の道徳授業などの機会に、相手の立場で考え行動することの大切さや情報モラル等の教育を実施	学校教育課

キ 民間支援団体に対する支援（条例第 16 条）

取組	施策内容	担当課等
早期援助団体への財政支援	被害者や家族等に支援事業を行う長野犯罪被害者支援センターへの支援	人権・男女共同参画課

（２）犯罪被害者等支援の支援金・助成金の概要

ア 支援金（中野市犯罪被害者等支援金支給要綱）

- 犯罪被害者が死亡した場合に遺族支援金、重傷病を負った場合に重傷病支援金を支給 - 遺族支援金 30 万円、重傷病支援金 10 万円
--

イ 日常生活支援助成金（中野市犯罪被害者等日常生活支援助成金交付要綱）

種類	対象経費、金額等
家事・育児・介護支援	- 日常生活を営むことに支障がある犯罪被害者、遺族又は家族（以下「犯罪被害者等」という。）が家事援助・育児援助・介護援助のサービスを利用する場合の費用への助成 - 上限 5,000 円/時間（上限 72 時間/年度）
配食支援	外出が困難となり、食事を用意することに支障がある犯罪被害者等が、配食サービスを利用する場合の費用への助成

	・ 上限 1 人 1,000 円／日（上限 30 日／年度）
一時保育支援	・ 扶養する就学前の子の家庭での保育に支障が生じた犯罪被害者等が、一時的な預かり保育を利用する場合の費用への助成 ・ 上限 2,900 円／回（上限 20 回／年度）
転居支援	・ 従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等が、転居する場合の費用への助成 ・ 上限 20 万円／回（上限 2 回／年度）
カウンセリング等支援	・ 犯罪被害者等が精神的な被害の軽減又は回復のために公認心理師等によるカウンセリング及び精神科等の診療を受ける場合の費用への助成 ・ 上限 5,000 円／回（上限 10 回／年度）
報道対応支援	・ 犯罪被害者等が報道機関の対応等を弁護士に依頼する場合の費用への助成 ・ 上限 230,000 円（上限 1 回／年度）
弁護士相談支援	・ 犯罪被害者等が犯罪被害によって生じる法律問題について、弁護士に相談する場合の費用への助成 ・ 上限 5,000 円（上限 3 回／年度）

5 進行管理

(1) 情報共有と取組への反映

本計画を策定し、関係機関及び庁内関係各課と犯罪被害者等支援に関する情報共有及び協議等を行い、必要に応じて今後の取組に反映します。

(2) 計画の見直し

犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するため、計画期間中においても、必要に応じて計画の見直しを図ります。

中野市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の規定に基づき、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市の責務、市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援に関する施策の基本となる事項を定め、総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建及び権利利益の保護を図り、もって誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を早期に回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするための取組をいう。
- (4) 市民等 市内に住所を有する者又は市外からの通勤者、通学者等市内における滞在者をいう。
- (5) 事業者 市内において事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (6) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者、犯罪被害者等に接する行政機関の職員その他関係者による理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗(ひぼう)中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- (7) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び被害を受けることをいう。
- (8) 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。
- (9) 関係機関等 国、県、警察、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものをいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として行われなければならない。

2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害又は二次被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われなければならない。

3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が迅速かつ公正に行われ、かつ、途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。

4 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の名誉又は日常生活を害することとならないよう、二次被害及び再被害の発生の防止について十分配慮して行われなければならない。

5 犯罪被害者等支援は、市、関係機関等による相互の連携及び協力の下で行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（次条及び第6条第1項において「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策を実施する責務を有する。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、事業を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等の就労及び勤務に十分配慮するとともに、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(犯罪被害者等支援に関する計画)

第7条 市は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、犯罪被害者等支援に関する基本的な計画を定めるものとする。

(支援体制の整備)

第8条 市は、犯罪被害者等支援を総合的に実施するための窓口を設置するものとする。

2 市は、犯罪被害者等支援に関し、関係機関等と相互に連携を図りながら協力するための体制を整備するものとする。

(個人情報の適切な管理)

第9条 市は、犯罪被害者等支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理するものとする。

2 市は、犯罪被害者等支援を行う者に対し、前項の規定に準じて犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理するよう求めるものとする。

(財政上の措置)

第10条 市は、犯罪被害者等支援を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(相談、情報の提供等)

第11条 市は、犯罪被害者等が、その受けた被害を早期に回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援を行うものとする。

(日常生活の支援)

第12条 市は、犯罪被害者等が早期かつ円滑に日常生活を安心して営むことができるよう、日常生活の支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な支援を行うものとする。

(居住の安定)

第13条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図り、並びに二次被害及び再被害を防止するため、市営住宅（中野市営住宅等に関する条例（平成17年中野市条例第153号）第2条第1号に規定する市営住宅をいう。）への入居における配慮その他の必要な支援を行うものとする。

(経済的負担の軽減)

第14条 市は、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、支援金の支給に努めるとともに、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な支援を行うものとする。

(市民等及び事業者の理解の増進)

第15条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について市民等及び事業者の理解を深めるとともに、二次被害を防止し、犯罪被害者等を地域社会で孤立させることのないようにするため、広報、啓発その他の必要な施策を行うものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第16条 市は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、犯罪被害者等支援に関する情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

中野市犯罪被害者等支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中野市犯罪被害者等支援条例（令和5年中野市条例第19号）第14条の規定により、犯罪行為により死亡した者の遺族又は重傷病を負った者に対し、中野市犯罪被害者等支援金（以下「支援金」という。）を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。

(2) 犯罪被害者 犯罪行為により被害を受けた者をいう。

(3) 遺族 犯罪被害者が犯罪行為により死亡した時点において次のいずれかに該当する者をいう。

ア 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

イ 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯における当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（以下「生計維持遺族」という。）

ウ イに該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(4) 重傷病 負傷又は疾病に係る身体の被害であつて、当該負傷又は疾病の療養に要する期間が1月以上で、かつ、3日以上入院を要する（精神疾患である場合は、療養に要する期間が1月以上で、かつ、3日以上労務に服することができない程度であることを要する。）と医師に診断されたものをいう。

(5) 市民 市内に住所を有する者又は市内に居住する者その他市長が別に定める者をいう。

(6) 犯罪被害を知った日 犯罪被害者が死亡した場合にあつては、当該遺族が警察等からの連絡により当該死亡の事実を知った日をいい、犯罪被害者が重傷病を負った場合にあつては、医師の診断により重傷病であると診断された日をいう。

(支援金の種類、対象者及び額)

第3条 支援金の種類、支援金の支給対象となる者（以下「支給対象者」という。）及び額は、次の表のとおりとする。

種類	支給対象者	金額
遺族支援金	犯罪行為により死亡した犯罪被害者の第1順位遺族 （次条第1項及び第4項の規定による第1順位の遺族をいい、重傷病支援金の支給を受けた後、死亡した犯罪被害者の遺族を含む。以下同じ。）であつて、当該犯罪行為が行われた時点において市民であつたもの	30万円 ただし、既に重傷病支援金の支給を受けた者が、当該重傷病支援金の受給に係る犯罪行為に起因して死亡した場合にあつては20万円
重傷病支援金	犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者であつて、当該犯罪行為が行われた時点において市民であつたもの	10万円

（遺族の順位）

第4条 遺族支援金の支給を受けることができる遺族の順位は、第2条第3号アからウまでの順序とし、同号イ及びウに掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該規定に掲げる順序とする。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

2 犯罪被害者の死亡の当時胎児であつた子が出生した場合における前項の規定の適用については、当該子は、当該子の母が犯罪被害者の死亡の当時犯罪被害者の収入によって生計を維持していたときにあつては第2条第3号イの子と、その他のときにあつては同号ウの子とみなす。

3 第1項の規定にかかわらず、第1順位遺族が遺族支援金の申請をしない場合又は第1順位遺族が遺族支援金の支給対象者でない場合は、第2順位以降の遺族は、当該支援金の申請をすることができない。

4 第1項の規定にかかわらず、犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、当該者の死亡によって遺族支援金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族支援金の支給を受けることができる遺族としない。

（支援金を支給しない場合）

第5条 市長は、次に掲げる場合には、支援金を支給しない。

（1） 犯罪行為が行われた時点において、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に3親等

以内の親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）があったとき。ただし、当該親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合又は次のアからウまでのいずれかに該当する場合を除く。

ア 犯罪被害者が18歳未満の者で重傷病支援金を受給する要件を満たした場合又は犯罪被害者が18歳未満の者を監護していた場合

イ 犯罪被害者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者に該当する者であって、その加害者に対し同法第10条の規定による保護命令が発せられている場合

ウ 当該犯罪行為が、次の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する場合

（ア） 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待と認められる場合

（イ） 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第3項に規定する高齢者虐待（同条第4項第2号に掲げる行為を除く。）と認められる場合

（ウ） 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第2項に規定する障害者虐待（同条第6項第2号に掲げる行為を除く。）と認められる場合

（2） 犯罪被害者が犯罪行為を誘発した場合又はその他当該犯罪行為による被害につき、犯罪被害者に、その責めに帰すべき行為があった場合

（3） 犯罪被害者又は第1順位遺族が、中野市暴力団排除条例（平成24年中野市条例第8号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者であった場合

（4） 前3号に掲げるもののほか、犯罪被害者又は第1順位遺族が加害者との関係その他の事情から判断して、支援金を支給することが社会通念上適切でないと認められる場合

（支援金支給の申請）

第6条 遺族支援金の支給を受けようとする支給対象者（当該者が未成年者である場合又はやむを得ない事情により申請ができない場合にあつては、当該者の法定代理人。以下この項において「遺族支援金支給対象者」という。）は、中野市犯罪被害者等支援金（遺族支援金）支給申請書兼請求書（様式第1号）及び犯罪被害申告書（様式第2号。次項において「申告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、これらの書類により証明すべき事実を市が保有する公簿等で確認することができるときは、その書類の提出を省略することができる。

- (1) 犯罪被害者の死亡診断書又は死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日が確認できる書類の写し
- (2) 遺族支援金支給対象者が、犯罪行為が行われた時点において、市民であったことが確認できる書類
- (3) 遺族支援金支給対象者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄が確認できる書類
- (4) 遺族支援金支給対象者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪行為が行われた時点において、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実が確認できる書類
- (5) 遺族支援金支給対象者が配偶者（婚姻の届出をしていないが、犯罪行為が行われた時点において、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）以外の者であるときは、第1順位遺族であることが確認できる書類
- (6) 遺族支援金支給対象者が生計維持遺族であるときは、犯罪行為が行われた時点において、犯罪被害者の収入によって生計を維持していたことが確認できる書類
- (7) 第1順位遺族が2人以上であるときは、中野市犯罪被害者等支援金（遺族支援金）受給代表者決定申出書（様式第3号）
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 重傷病支援金の支給を受けようとする支給対象者（当該者が未成年者である場合又はやむを得ない事情により申請ができない場合にあっては、当該者の法定代理人。以下この項において「重傷病支援金支給対象者」という。）は、中野市犯罪被害者等支援金（重傷病支援金）支給申請書兼請求書（様式第4号）及び申告書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、これらの書類により証明すべき事実を市が保有する公簿等で確認することができるときは、その書類の提出を省略することができる。

- (1) 重傷病に該当することが確認できる医師の診断書
- (2) 重傷病支援金支給対象者が、犯罪行為が行われた時点において、市民であったことが確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類
(申請期限)

第7条 前条の規定による申請（重傷病支援金の支給を受けた者が、遺族支援金の支給を受ける場合における申請を含む。）の期限は、犯罪行為による被害を知った日から起算して1年以内又は犯罪行為による被害が発生した日から起算して7年以内とする。ただし、市長がやむを得ない理

由があると認めるときは、この限りでない。

(支給決定)

第8条 市長は、第6条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支援金の支給の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

(支給決定の取消し)

第9条 市長は、支給決定を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該支給決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により支援金の支給決定又は支給を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が当該支援金の支給決定を取り消す必要があると認めたとき。

(支援金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により支給決定を取り消した場合において、既に支援金が支給されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年6月23日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、令和5年4月1日以後の犯罪行為により被害に遭った犯罪被害者又は遺族について適用する。

様式第1号（第6条関係）

中野市犯罪被害者等支援金（遺族支援金）支給申請書兼請求書

年 月 日

中野市長 あて

申請者 住 所

（請求者）氏 名

電 話 （ ）

中野市犯罪被害者等支援金（遺族支援金）の支給を受けたいので、中野市犯罪被害者等支援金支給要綱の規定に基づき、次のとおり必要な書類を添えて申請及び請求します。

1 犯罪被害者の住所及び氏名

住所

氏名

2 犯罪被害者との続柄

☐配偶者 ☐子 ☐父母 ☐孫 ☐祖父母 ☐兄弟姉妹

3 犯罪被害者と加害者との3親等以内の親族関係

☐なし ☐あり（ ）

4 犯罪被害者による犯罪行為の誘発行為又は責めに帰すべき行為の有無

☐なし ☐あり

5 中野市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者でない。

☐はい ☐いいえ

6 遺族支援金の支給後に、犯罪行為による被害でないと判明した場合又は中野市犯罪被害者等支援金支給要綱第9条の規定による取消しを受けた場合は、同要綱第10条の規定により既に支給を受けた遺族支援金を速やかに返還します。

☐はい ☐いいえ

7 過去に中野市犯罪被害者等支援金の支給を受けた場合は、支援金の種類

☐遺族支援金 ☐重傷病支援金

8 代理申請（代理申請を行わない場合は、記載不要です。）

住 所

氏 名

生年月日

電 話 （ ）

代理申請をする理由

（ ）

9 申請・請求金額

円

- 10 遺族支援金の支給に係る申請に際し、提出書類により証明すべき事実を市が保有する公簿等により確認することについての同意の有無

☐ 同意します ☐ 同意しません

- 11 遺族支援金の支給に係る審査に際し、市が関係者、警察その他関係機関への照会を行うことについての同意の有無

☐ 同意します ☐ 同意しません

12 添付書類

要否	チェック欄	必要書類
必須書類	☐	犯罪被害申告書（様式第2号）
	☐	犯罪被害者の死亡診断書又は死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日が確認できる書類の写し
	☐	申請者が犯罪行為が行われた時点において、市民であったことが確認できる書類
	☐	申請者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄が確認できる書類
該当する場合に添付が必要な書類	☐	申請者が犯罪被害者と事実婚の関係である場合 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪行為が行われた時点において、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実が確認できる書類
	☐	申請者が配偶者以外である場合 申請者が配偶者（婚姻の届出をしていないが、犯罪行為が行われた時点において、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）以外の者であるときは、第1順位遺族であることが確認できる書類
	☐	申請者が犯罪被害者の配偶者以外で、生計維持遺族である場合 申請者が犯罪被害者の配偶者以外で、生計維持遺族であるときは、犯罪行為が行われた時点において、犯罪被害者の収入によって生計を維持していたことが確認できる書類
	☐	第1順位遺族が複数いる場合 遺族支援金の支給を受けるべき遺族が2人以上であるときは、中野市犯罪被害者等支援金（遺族支援金）受給代表者決定申出書（様式第3号）
	☐	代理人による代理申請を行う場合 代理人であることが確認できる書類
	☐	その他市長が必要と認める書類

※ ☐ のある欄は、該当する項目 ☐ にレ印を付してください。

13 振込先

金融機関名		店舗名	
口座種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義			

様式第2号（第6条関係）

犯 罪 被 害 申 告 書

年 月 日

中野市長 あて

申告者 住 所
氏 名
電 話 ()

中野市犯罪被害者等支援金支給要綱の規定に基づき、次のとおり申告します。

1 犯罪被害の概要

フリガナ			
犯罪被害者の氏名			
犯罪被害者の生年月日	年	月	日
犯罪被害者の住所			
犯罪被害が発生した日	年	月	日
犯罪被害を知った日※	年	月	日
犯罪被害を受けた場所			
加害者の罪名	判明していない場合は、記載不要		
犯罪被害の概要			
被害届の提出	有・無	届出警察署	警察署
被害届提出日	年	月	日

※犯罪被害者が死亡した場合にあってはその遺族が警察等からの連絡によりその死亡の事実を知った日、犯罪被害者が重傷病を負った場合にあっては医師の診断により重傷病であると診断された日

2 情報提供の同意

遺族支援金の支給に必要な警察等関係機関が保有する犯罪被害者等の個人情報について、市が調査することの同意の有無

☐ 同意します ☐ 同意しません

様式第3号（第6条関係）

中野市犯罪被害者等支援金（遺族支援金）受給代表者決定申出書

年 月 日

中野市長 あて

申出者 住 所
氏 名
電 話 ()

私は、遺族支援金の支給対象者である第1順位遺族を代表し、遺族支援金を受給する者に指定されたことを申し出ます。

なお、下記の第1順位遺族以外に新たな第1順位遺族が判明した場合は、代表者の責任において解決します。

記

私は、上記代表者が遺族支援金を受給することに同意します。			
上記代表者以外の 第1順位遺族 (署名)	犯罪被害者 との続柄	住 所	連 絡 先

第1順位遺族である者のうち、上記欄に署名ができない者の理由等（未成年者又は所在不明等）について、下記のとおり申し出ます。

第1順位遺族氏名	犯罪被害者との続柄	署名できない理由

様式第4号（第6条関係）

中野市犯罪被害者等支援金（重傷病支援金）支給申請書兼請求書

年 月 日

中野市長 あて

申請者 住 所

（請求者）氏 名

電 話 （ ）

中野市犯罪被害者等支援金（重傷病支援金）の支給を受けたいので、中野市犯罪被害者等支援金支給要綱の規定に基づき、次のとおり必要な書類を添えて申請及び請求します。

1 犯罪被害者の住所及び氏名

住所

氏名

2 犯罪被害者と加害者との3親等以内の親族関係

☐なし ☐あり（ ）

3 犯罪被害者による犯罪行為誘発行為又は責めに帰すべき行為の有無

☐なし ☐あり

4 中野市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者でない。

☐はい ☐いいえ

5 重傷病支援金の支給後に、犯罪行為による被害でないと判明した場合又は中野市犯罪被害者等支援金支給要綱第9条の規定による取消しを受けた場合は、同要綱第10条の規定により既に支給を受けた重傷病支援金を速やかに返還します。

☐はい ☐いいえ

6 過去に中野市犯罪被害者等支援金の支給を受けた場合は、支援金の種類

☐遺族支援金 ☐重傷病支援金

7 代理申請（代理申請を行わない場合は、記載不要です）

住 所

氏 名

生年月日

電 話

代理申請をする理由

（ ）

8 申請・請求金額

円

- 9 重傷病支援金の支給に係る申請に際し、提出書類により証明すべき事実を市が保有する公簿等により確認することについての同意の有無
☐ 同意します ☐ 同意しません
- 10 重傷病支援金の支給に係る審査に際し、市が関係者、警察その他関係機関への照会を行うことについての同意の有無
☐ 同意します ☐ 同意しません

11 添付書類

要否	チェック欄	必要書類
必須書類	☐	犯罪被害申告書（様式第2号）
	☐	重傷病に該当することが確認できる医師の診断書（受傷日、療養期間、入院日数（精神疾患である場合は、労務に服することができない日数）及び病名を明記したものに限る。）
	☐	申請者が犯罪行為が行われた時点において、市民であったことが確認できる書類
必要な書類が該当する場合	☐	代理人による代理申請を行う場合 ----- 代理人であることが確認できる書類
	☐	その他市長が必要と認める書類

※ ☐のある欄は、該当する項目☐にレ印を付してください。

12 振込先

金融機関名		店舗名	
口座種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義			

中野市犯罪被害者等日常生活支援助成金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、中野市犯罪被害者等支援条例（令和 5 年中野市条例第 19 号）第 12 条の規定により、犯罪行為により死亡した者の遺族又は重傷病を負った者及びその家族が受ける日常生活の支援に要する費用に対して、中野市犯罪被害者等日常生活支援助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 37 条第 1 項本文、第 39 条第 1 項又は第 41 条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第 35 条又は第 36 条第 1 項の規定により罰せられない行為を除く。）をいう。

(2) 犯罪被害者 犯罪行為により被害を受けた者をいう。

(3) 遺族 犯罪被害者が犯罪行為により死亡した時点において次のいずれかに該当する者をいう。

ア 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。次号において同じ。）

イ 犯罪被害者の 2 親等以内の親族

(4) 家族 犯罪被害者が犯罪行為により重傷病を負った時点において次のいずれかに該当する者をいう。

ア 犯罪被害者の配偶者

イ 犯罪被害者の 2 親等以内の親族

(5) 重傷病 負傷又は疾病に係る身体の被害であって、当該負傷又は疾病の療養に要する期間が 1 月以上で、かつ、3 日以上入院を要する（精神疾患である場合は、療養に要する期間が 1 月以上で、かつ、3 以上の労務に服することができない程度であることを要する。）と医師に診断されたものをいう。

(6) 市民 市内に住所を有する者又は市内に居住する者その他市長が別に定める者をいう。

(交付対象者)

第3条 助成金の交付対象となる者は、市民である者のうち次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪被害者
- (2) 遺族
- (3) 家族

(助成金の種類、対象経費、額等)

第4条 助成金の種類、対象経費、額等は、次の表のとおりとする。

種類	対象経費	金額等
家事、育児及び介護支援	犯罪行為を受けたことにより日常生活を営むことについて支障があると認められる犯罪被害者、遺族又は家族(以下「犯罪被害者等」という。)が、次に掲げるサービスの利用に要した経費 (1) 家事援助 調理、衣類の洗濯、住居の清掃、生活必需品の買物その他必要と認められる家事援助 (2) 育児援助 保育所、幼稚園等の送迎、保育その他必要と認められる育児援助 (3) 介護援助 介護が必要な者の見守り、食事介助、排せつ介助その他必要と認められる介護援助 ただし、同一年度内72時間を限度とする。	対象経費の10分の10以内とし、1時間当たり5,000円を限度とする。
配食支援	犯罪行為を受けたことにより外出が困難となり、健康の維持等を図るための食事を用意することに支障がある犯罪被害者等が、配食サービスの利用に要した経費 ただし、同一年度内30日を限度とする。	対象経費の10分の10以内とし、1日当たり1人につき1,000円を限度とする。
一時保育支援	犯罪行為を受けたことにより、扶養する就学前の子の家庭での保育に支障が生じた犯罪被害者等が、一時的な預かり保育の利用に要した経費 ただし、同一年度内20回を限度とする。	対象経費の10分の10以内とし、1回当たり2,900円を限度とする。
転居支援	犯罪行為を受けたことにより、従前の住居に居住することが困難となったと認められる犯罪被害者等(当該住居	対象経費の10分の10以内とし、1回当たり20

	に居住し続けることにより精神的不調を来たすおそれ や二次被害若しくは再被害を受けるおそれがあるもの 又は従前の住居が犯罪行為により滅失し若しくは著し く損壊したものに限る。) が、転居に要する経費 ただし、他の地方公共団体等から転居に係る助成金等 の交付を受けている者は、助成金の対象としないも のとし、同一年度内 2 回を限度とする。	万円を限度とする。
カウンセリング等支援	犯罪被害者等が犯罪行為を受けたことによる精神的な 被害の軽減又は回復のために公認心理師等によるカウ ンセリング及び精神科等の診療の受診に要した経費 ただし、同一年度内10回を限度とする。	対象経費の10分の10以 内とし、1 回当たり 5,000円を限度とする。
報道対応支援	犯罪被害者等が犯罪行為を受けたことによる報道機関 の対応等を弁護士に依頼する場合に要した経費 ただし、同一年度内 1 回を限度とする。	対象経費の10分の10以 内とし、230,000円を限 度とする。
弁護士相談支 援	犯罪被害者等が犯罪被害によって生じる法律問題につ いて、弁護士に相談する場合に要した経費 ただし、同一年度内 3 回を限度とする。	対象経費の10分の10以 内とし、1 回当たり 5,000円を限度とする。

(助成金を交付しない場合)

第 5 条 市長は、次に掲げる場合には、助成金を交付しない。

- (1) 犯罪行為が行われた時点において、犯罪被害者等と加害者との間に 3 親等以内の親族関係
(事実上の婚姻関係を含む。) があったとき。ただし、当該親族関係が破綻していたと認めら
れる事情がある場合又は次のアからウまでのいずれかに該当する場合を除く。

ア 犯罪被害者が18歳未満の者で助成金の交付を受けることができる要件を満たした場合又は
犯罪被害者が18歳未満の者を監護していた場合

イ 犯罪被害者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第
31号）第 1 条第 2 項に規定する被害者に該当する者であって、その加害者に対し同法第10条
の規定による保護命令が発せられている場合

ウ 当該犯罪行為が、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する場合

(ア) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第 2 条に規定する児童虐待と

認められる場合

(イ) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第3項に規定する高齢者虐待（同条第4項第2号に掲げる行為を除く。）と認められる場合

(ウ) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第2項に規定する障害者虐待（同条第6項第2号に掲げる行為を除く。）と認められる場合

(2) 犯罪被害者が犯罪行為を誘発した場合又はその他当該犯罪行為による被害につき、犯罪被害者に、その責めに帰すべき行為があった場合

(3) 犯罪被害者等が、中野市暴力団排除条例（平成24年中野市条例第8号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者であった場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、犯罪被害者等が加害者との関係その他の事情から判断して、助成金を交付することが社会通念上適切でないと認められる場合

（助成金交付の申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする遺族（当該者が未成年者である場合又はやむを得ない事情により申請ができない場合にあっては、当該者の法定代理人。以下この項において「助成金交付対象遺族」という。）は、中野市犯罪被害者等日常生活支援助成金交付申請書兼請求書（様式第1号。次項において「申請書」という。）及び犯罪被害申告書（様式第2号。次項において「申告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、これらの書類により証明すべき事実を市が保有する公簿等で確認することができるときは、その書類の提出を省略することができる。

(1) 犯罪被害者の死亡診断書又は死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日が確認できる書類の写し

(2) 助成金交付対象遺族が申請時において、市民であることが確認できる書類

(3) 助成金交付対象遺族の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄が確認できる書類

(4) 助成金交付対象遺族が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪行為が行われた時点において、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実が確認できる書類

(5) 対象経費の内容が確認できる書類

(6) 支払を証する書類

(7) その他市長が必要と認める書類

2 助成金の交付を受けようとする犯罪被害者又は家族（当該者が未成年者である場合又はやむを得ない事情により申請ができない場合にあっては、当該者の法定代理人）は、申請書及び申告書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、これらの書類により証明すべき事実を市が保有する公簿等で確認することができるときは、その書類の提出を省略することができる。

- (1) 犯罪被害者が重傷病に該当することが確認できる医師の診断書
- (2) 犯罪被害者又は家族が申請時において、市民であることが確認できる書類
- (3) 対象経費の内容が確認できる書類
- (4) 支払を証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 前2項の規定にかかわらず、市長が認めたときは、第1項各号又は前項各号に掲げる書類の全部又は一部の提出を省略することができる。

(申請期限)

第7条 前条の規定による申請の期限は、犯罪行為が行われた日から起算して1年以内（精神疾患である場合は、医師の診断があった日から起算して1年以内）とする。この場合において、当該申請は、支援を受けた日の属する年度ごとに行わなければならない。

2 前項前段の規定にかかわらず、他の地方公共団体が実施する犯罪被害者等に対するカウンセリング等支援を受けた者が行うカウンセリング等支援に係る申請の期限は、当該地方公共団体が実施するカウンセリング等支援の最終実施日から起算して1年以内とする。

3 第1項前段の規定にかかわらず、転居支援に係る2回目の申請の期限は、1回目の転居日から起算して1年以内とする。

4 前3項の規定にかかわらず、申請期限までに申請しなかったことについて、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(交付決定)

第8条 市長は、第6条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、交付決定を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付決定又は交付を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が当該助成金の交付決定を取り消す必要があると認めたと
き。

(助成金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に
ついて既に交付金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年6月23日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、令和5年4月1日以後の犯罪行為により被害に遭った犯罪被害者、遺族又
は家族について適用する。

様式第1号（第6条関係）

中野市犯罪被害者等日常生活支援助成金交付申請書兼請求書

年 月 日

中野市長 あて

申請者 住 所
(請求者) 氏 名
電 話 ()

1 次のとおり申請及び請求します。

申請内容	☐ 家事、育児及び介護支援 ☐ 配食支援 ☐ 一時保育支援 ☐ 転居支援 ☐ カウンセリング等支援 ☐ 報道対応支援 ☐ 弁護士相談支援
申請履歴	同一事件でこれまでに助成金の申請をしたことが ☐ 有 ☐ 無 有の場合 ()

2 申請・請求金額

種類	金額
家事、育児及び介護支援	円
配食支援	円
一時保育支援	円
転居支援	円
カウンセリング等支援	円
報道対応支援	円
弁護士相談支援	円
合計	円

3 申請内容

種類	理由・金額等	
家事、育児及び介護支援	必要とする理由	
	費 用	円
	利 用 時 間	時間
	利 用 期 間	年 月 日～ 年 月 日
配食支援	必要とする理由	
	費 用	円
	利 用 期 間	年 月 日～ 年 月 日
一時保育支援	必要とする理由	
	費 用	円
	利 用 数	回
	保育対象者	氏名 (歳) 申請者との続柄 ()

転居支援	必要とする理由		
	費 用	円	
	利 用 数	回	
	利 用 日	1 回目： 年 月 日	2 回目： 年 月 日
カウンセ リング等 支援	必要とする理由		
	費 用	円	
	利 用 数	回	
	利 用 期 間	年 月 日～ 年 月 日	
	他の地方公共団体が 実施する制度の利用	☐ 有（ 年 月 日～ 年 月 日） ☐ 無	
報道対応 支援	必要とする理由		
	費 用	円	
	利 用 数	回	
弁護士相 談支援	必要とする理由		
	費 用	円	
	利 用 数	回	

4 助成金の交付に係る申請に際し、提出書類により証明すべき事実を市が保有する公簿等により確認することについての同意の有無
☐ 同意します ☐ 同意しません

5 助成金の交付に係る審査に際し、市が関係者、警察その他関係機関への照会を行うことについての同意の有無
☐ 同意します ☐ 同意しません

6 添付書類

(1) 申請者が遺族の場合

要否	チェック欄	必要書類
必須 書類	☐	犯罪被害者の死亡診断書又は死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡年月日が確認できる書類の写し
	☐	申請者が申請時において、市民である者であることが確認できる書類
	☐	申請者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄が確認できる書類
必合該 要に当 な添す 書付る 類が場	☐	申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪行為が行われた時点において、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実が確認できる書類

- (2) 申請者が犯罪被害者（その犯罪被害が重傷病である者に限る。）又は家族の場合

要否	チェック欄	必要書類
必須書類	☐	重傷病に該当することが確認できる医師の診断書（受傷日、療養期間、入院日数（精神疾患である場合は、労務に服することができない日数）及び病名を明記したものに限る。）
	☐	申請者が申請時において、市民であることが確認できる書類

- (3) 共通

要否	チェック欄	必要書類
必須書類	☐	対象経費の内容が確認できる書類
	☐	支払が確認できる書類

7 振込先

金融機関名		店舗名	
口座種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義			

8 各種要件等

助成除外理由	私は、次の事項に該当しません。 ☐ 犯罪行為が行われた時点において、犯罪被害者等と加害者との間に3親等以内の親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）があった。 ☐ 犯罪被害者が犯罪行為を誘発した。 ☐ 犯罪被害者に、その責めに帰すべき行為があった。 ☐ 犯罪被害者等が、中野市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者であった。
--------	--

様式第2号（第6条関係）

犯 罪 被 害 申 告 書

年 月 日

中野市長 あて

申告者 住 所
氏 名
電 話 ()

中野市犯罪被害者等日常生活支援助成金交付要綱の規定に基づき、次のとおり申告します。

1 犯罪被害の概要

フリガナ			
犯罪被害者の氏名			
犯罪被害者の生年月日	年 月 日		
犯罪被害者の住所			
犯罪被害が発生した日	年 月 日		
犯罪被害を受けた場所			
加害者の罪名	<u>判明していない場合は、記載不要</u>		
犯罪被害の概要			
被害届の提出	有・無	届出警察署	警察署
被害届提出日	年 月 日		

2 情報提供の同意

助成金の交付に必要な警察等関係機関が保有する犯罪被害者等の個人情報について、市が調査することの同意の有無

☐ 同意します ☐ 同意しません